

時事新報

はつみ

憲法既に發布し議院選舉の法も定まりたるよ付き世の政談は漸く實地の境に進み各地方とも競んで候補者を出さんとし又候補者も錯々あれに當らんと希望するほど到る處何れも議院の準備に忙はしきが如し而して候補者は議員と相兼るふどを擇るとあるを以て官吏中にも壯年の有志者は自ら候補者たらんと心掛る者も少ならず中には長者の内閣又は黙諾もある可し在までは官吏兼帶の議員を議場に見て其數も少なうらざる可しと云ふ右は付き世間の旨を聞くより抑も衆議院の議員たるものは専ら民間の利害を代表し人民の總代人を以て自ら任せざる可らず然るゝ今、官に在るの人は以て其代表者に充るときは實際の成行如何なる可らずや假令へ其身は官邊に在るも或まれて議員である上は人民の代表者を以て自ら任か可らずと勿論あれどもと實際の事情より徴するに人間の身邊より最も近接の關係あるものは生活の一事を以て面して官吏なる者は本來官より食する身分あれば平常無事の日には兎も角も萬一議場より於て官民の間より利害を異にするが如き事件の起るもしくは一私人より至るまでも苟くも政府の保護の下より立つ所のものは國會の議員として國務を職せしむ可らずとの說ありて之を成典より明書するの國さへあきくわらす左に於て官吏にして議員を兼るは後來民權の爲め云々大々思ふ可きものあさにあらずと云ふ者あり自から一説にして若しも議院開設の日より官吏出身の議員が多數を議場に占むるふともあらば或は其邊の議員なきにもならざる可しと雖も又一説に謂らく目下世間の事情を見れば官の候補者は動もすれば民間の候補者に壓倒せらるゝの勢なきにあらず蓋し官尊民卑の常態として人民が政府を祝ふと他國の如くにして雙方の情を通するに道なく官に一分を利するは即ち民に一分を損するものと心得、毎事たりふの官民權限の消長と以て目的となすの有様あれば愈々議員撰舉の場合に鑑み官民の兩候補者ありて相競争するときは民の候補者に左に於て可きは勿論、或は其人物技術如何をも問はず唯民權より出るの故を以て推舉するふどならんければ議場に於て官吏の議員が多數を占むる能はざるは今の民情の然らしむ所なり故に官吏にして議員を兼るの一事は民權の爲めと謀りて決して必配に及ばざるふどなり云々をの説あり

卷之三

とて楚歎四面の勢には敵し難く流石の雄辨才も用を爲さずして止まんのみ然るに事情もしも之に反し民間の興論如何にも種々從順にして隨て講場又反対の聲を開かざる如き場合にも至らば獨り官吏出身の議員のみに止まらずして満場の聲は何れも官の爲にするふとあらん畢竟講場の議論が其聲を官にし又之を民とするは講場全體の勢即ち一國興論の方向如何に依るものにして少數異色の議員が其間より云々すればとて爲めに其調の變化を致す可きにあらざれば我輩は斯る議員輩が講場より出席の多少を心より關して之が爲め聊かも掛念するものにあらず況や今日の實際を見れば前に述べたる如くよして一般の人情はとかく官民の區別を酷くし動もすれば民に偏して官を排するの勢なれば官民自由の競争場よりて官の候補者の勝利は先づ以て覺束なきものと覺悟せざる可らざるよ於てそぞ官吏にして議員を兼るの一事は喜愛するに足らざるものなり

○東京水道の經濟 東京水道の改築は市區改正事業の一部として區部共同に着手の事に略決し資本を六百八十万圓となし此外金二十萬圓を毎年國庫より補助され都合あるよしに聞及びしが最初水道會社よ於て設計を定め收支の豫算を立てたるをふろに據れば資本も百八十萬圓少なく別段政府の保護を要せず區部の保護さへ配當七分の豫算よして六分に至らざるときは其不足を云ふに過ぎざれば經費豫算の一點よ於ては會社にてするを區部よてすると前記の如き少なからざる相違あるは何故よや聞く水稅の徵收は雙方の計算略ば同額よ積もれるものにして別段設計よ是れぞと云ふべきよしかしもあく會社の方あれば水が濁りて區部の事業に任せなば水の清き道理もあかる可し然るを何故經費少なくして済むべき會社よ任せずして資本の多きを要すべき區部の事業となすべきよ或は公共の水道を以て醫利是れ觀る私立事業よ任すときは容易あらざる弊害あるを恐るゝものあるやうあれども水道會社の趣意は利益の中より毎年株券を切り三十年後に至れば全く負債を清還し了りて其儘府民の共有よ歸せしむるのみならず若し三十年間の中途にして府民の手よ入れんとならば期限未だ満ざるも經費の金を授受して區部の申出よ從ふべき契約を結び其上常よ區民共同の監督とも受くるふとなれば名は私立にして其實公立の會社あるに付き公共の事業を一私人一會社に任す可らずと云へる理論を以て東京水道の事業を評し此故に會社よは任す可らず區部公共に於て起工せざる可らずとあらば是れぞ所謂杓子定規の論なり論より事實今之よ區部よて引受けんとするときは假令河岸地面の賣却を資本の一源とあし得るも全額の半分は何れ府債よ由るひとはらん府債あれば初めての事と云ひ公債の振合もあるに付き六分以上の利子を付せざる可らず或は然せすして二者は特設け難きふとある可しと云へり

○米國下院ニカラガ開闢案を決す 米國下院に於てはニカラガ運河開闢案を可決したるが是ゞ彼の不幸ある巴奈馬運河の株主よ對しては又も一層の不幸を増したものと申すべし思ふよ米人は事業よ掛け括自なき者なればニカラガ開闢案の出でたるは彼のレセップ氏の連中が念々巴奈馬運河を賣却するふ決したる曉、高價を云ひ張らせざる方略なるやも知るべからず云々と近習の米國新聞に見えたり

○全國漫遊 岡山縣等常中學校兼常師範學校教諭佐久間舜一郎氏は本邦地理歴史實業探求の爲め昨廿一年二月を以て家僕に一輛の駆車を挽かしり單身筆硯を携へて漫遊の途に上りたるケ氏は豫め氣袋をトして其順路を定め先づ陽春の好時節には畿内東海の二道を歷遊し次に夏季の炎暑を侵して山陰北陸北海南海の三道を巡り秋治の候よは東山道諸縣を東西に經過し初冬より嚴冬よりて山陽道を馬關に亘り海峡を跨えて西海の東北部を巡遊したる後遂に沖繩よ越して南海諸島を探り本